

第148回 横浜市個人情報保護審議会会議録

<p>議 題</p>	<p>1 会議録の承認</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 個人市民税・県民税特別徴収に係る業務委託について</p> <p>(2) 横浜市コールセンターお客さま満足度調査事務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)</p> <p>(3) 市立保育園登降園管理システムの導入について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)</p> <p>(4) 横浜市障害者施設等通所交通費助成事業の制度改正に伴う通所交通費システムの導入について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む) (個人情報ファイル簿変更届出書を含む)</p> <p>(5) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>(6) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>(7) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>(8) 是正の申出に係る処理案について</p> <p>3 報告事項</p> <p>(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 ア 横浜10大ニュース事業</p> <p>(2) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 ア 要介護認等事務 イ ハードディスクデータ復旧作業委託</p> <p>(3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (8件)</p> <p>(4) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (57件)</p> <p>(5) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)</p> <p>(6) 個人情報ファイル簿変更届出書 (8件)</p> <p>(7) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (2件)</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成28年9月24日～平成28年10月21日)</p> <p>(2) その他</p>
<p>日 時</p>	<p>平成28年10月26日 (水) 14時00分～17時00分</p>
<p>開催場所</p>	<p>関内中央ビル5階特別会議室</p>
<p>出席者</p>	<p>花村会長、芦澤委員、小嶋委員、加島委員、清野委員、土井委員、中村委員、新田委員、糠塚委員</p>
<p>欠席者</p>	<p>なし</p>
<p>開催形態</p>	<p>一部非公開 (傍聴者なし)</p>
<p>決定事項</p>	<p>・審議事項(1)～(8)について承認する。 ・報告事項、その他について了承する。</p>
<p>議 事</p>	<p>【開 会】 (事務局) それでは、ただいまから、第148回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p>

審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。

本日は、9名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いたします。

1 会議録の承認

(花村会長)ただいまから、審議会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

始めに、第147回の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

特にご意見がなければ、承認とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長)それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】個人市民税・県民税特別徴収に係る業務委託について

(花村会長)それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「個人市民税・県民税特別徴収に係る業務委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長)ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 給報等の画像データ化業務の流れのなかに、「画像データをもとに、記載された内容についてデータ入力業務を行う。」という記載があります。紙媒体の場合、OCRのように、数字を全部読み込むわけではないのですか。

(所管課) 一部、スキャナにかける際に、読み取りができる項目がありますが、カナ氏名や数字で読み取りができないものもあるので、パンチを行わざるを得ません。

(加島委員) 残りの読み取りできない部分をデータエントリするのですか。

(所管課) はい。

(加島委員) 何割ぐらいですか。

(所管課) 企業によってパソコンで作ったり、手書きだったり、かなりまちまちです。率については把握できていません。

(加島委員) 様式は統一されているのですか。

(所管課) 様式は統一されております。

(加島委員) それほど読めないものなのですか。

(所管課) 中小企業ではIT化されていないところが多いです。手書きで

かなり粗雑に書かれているケースも多いです。

(芦澤委員) 現在、この作業は市のほうでやっているのですか。

(所管課) 紙の給与支払報告のパンチ入力については、かなり前から総務局で契約し、委託で実施していました。条例制定前の話になりますので、まとめて審議しているかと思えます。

(芦澤委員) 今回の委託では、単に実施機関が変わるだけですか。それとも業務内容自体が効率化されるのですか。また、再委託の妥当性についてはどういう議論があったのですか。

(所管課) 実施機関が変わるとともに、今まで紙であった委託方法がデータ化されることとなります。総務局で実施していたのが、条例制定前ということもあり、再度審議会に諮ることが望ましいのではないかということで今回審議会に諮っています。

(芦澤委員) 実施機関が変わるという説明のみで、再委託する意義についてあまり説明ができていないかと思えます。手続が変わるのは、画像読み取りをする部分だけということですか。

(所管課) そうですね。あと、紙を使ってパンチをしていたものが、画像を使ってパンチをするようになるということです。

(芦澤委員) コストは下がるのですか。

(所管課) 当然、職員の人件費という部分でもそうですが、紙のパンチの場合は最初に書類を整えて、打番と言って、一連の番号を1枚1枚全部打ちます。その上で編綴をしてパンチ業者に引き渡すので、搬送に費用も期間もかかります。画像を使うことでその費用や期間を圧縮します。

今、説明した内容は、「必要性・効果」の「データ化業務」の部分に記載があります。

今回、スキャナで画像データ化することで、紙の処理作業が効率化されます。約264万件の給報等のうち153万件の紙のものを現在パンチ入力しています。パンチ入力の前提として、紙を整えて穴を開け、ひもを通し、表紙を付けて、番号を付けています。その部分を効率化するのが今回の委託の効果です。

(土井委員) 具体的には何日ぐらい短縮できる見積りでしょうか。

(所管課) 他都市の実績になってしまうのですが、名古屋市では、給与支払報告書の処理でこのやり方を取っています。2月には給与支払報告書等の入力がほぼ終わっています。本市は現在、4月ギリギリまで入力作業をやっています。少なくとも1か月程度は縮められるのではないかと考えています。編綴作業などが短縮できるだけでも、恐らく2週間程度は縮められると考えています。

(土井委員) このような方法は他都市でも使われているのですか。

(所管課) 最近増えてきています。政令市では大阪市と名古屋市が既に導入をしています。

(清野委員) 非常に案件が多いので、効率化のメリットはあると思います。

「取り扱う個人情報の種類」の欄に、「氏名、住所、個人番号、支払に関する情報、控除に関する情報」と記載があります。これは本人の氏名、住所、個人番号以外に、親族の個人番号や住所が書かれているという意

味ですか。

(所管課) 扶養されている人で別のところに住んでいる場合は、住所は入っていません。名前と個人番号だけです。

(清野委員) 参考資料の給与報告書の様式に「控除対象扶養親族」という欄があります。この様式にある、親族等の名前と個人番号は「取り扱う個人情報」に入ってきます。対象者1の個人情報の種類だけを見ると、本人の氏名、住所、個人番号だけなのかなという感じがします。親族情報で個人番号が付いているということは、本件において個人情報の取扱いの注意上、重要な部分だと思うので、それが分かるような表記にしてください。

(所管課) はい。

(花村会長) そういう方向で検討してもらうことでいいでしょうか。

(芦澤委員) 本件では、参考資料の給与報告書の様式にある項目全部が目に触れるわけですか。

(所管課) そうですね。

(芦澤委員) そうすると、ものすごくたくさん個人情報があります。この書き方で足りますか。「取り扱う個人情報」の欄では記載をまとめていますが、ここまで簡素化してまとめてしまってよろしいでしょうか。

(糠塚委員) 「対象者2」という扶養されている人についての項目をつくらないといけないかもしれません。

(清野委員) もう少し書き方を工夫してもらってはいかがですか。

(糠塚委員) 取り扱う個人情報は、課税対象者だけを前提にしています。そうでない人の個人情報を扱うとなると、「対象者2」が必要です。

(加島委員) 「支払者」も対象とするのなら、「対象者3」も必要ですね。

(事務局) 今回、「取り扱う個人情報」の書き方に関しては、事務局としても非常に悩みました。細かく書こうと思えば幾らでも書ける項目です。このように「取り扱う個人情報」の欄には簡易的に書いておいて、「給与支払報告書」の様式を添付させていただきました。

親族の名前や個人番号に関しては、事務局では「課税対象者に付随する人たちの個人情報」と考えていましたので、「控除に関する情報」という形でまとめて記載し、細かい部分は給与支払報告書の様式で補おうと考えました。いかがでしょうか。

(花村会長) つまり「控除に関する情報等」の中に入るという理解を求めたいということですか。

(事務局) 細かく書くときりがないので、今回このような形で考えましたが、簡易的すぎるというご指摘ももつともなので、最終的にその辺りはどうするかということになります。

(清野委員) 取り扱う個人情報の種類について、多い所管課ですと、10行ぐらい列挙しています。個人番号や親族情報は重要なので、やはりここは丁寧に書いてもらったらいいと思います。

(花村会長) 関係者とする、支払者、給与を受ける人、扶養者の三つに分類できます。事務局ではその三つを合わせて、分かるだろうという判断でそういう記載をしたのでしたが、いかがでしょうか。

また、今回、個人情報に接触する委託先の人数が 169 人、55 人、20 人、45 人と、ものすごく多いです。今行っている作業でもアルバイトや派遣で 170 人ぐらいで行っているとのことなので、人数的にはそんなに変わらないかもしれませんが、再委託をして個人情報に接触する人がいるのであれば、この箇所はもう少し正確にした記載したほうがいいかなと思います。

(事務局) そうでしたら、今の意見をもとに所管課と相談し、簡易的な書き方ではなく、細かい項目が分かるように修正します。

(花村会長) 次回報告してください。

(事務局) はい。

(花村会長) それから、「受託者が廃棄する場合は、廃棄報告書等の確認と作業立ち会い」と書いてあります。この「作業立ち会い」は、横浜市の職員が立ち会うのですか。

(所管課) 受託者は、本市の特別徴収センターのサーバールーム内のサーバにデータを格納しています。そこでの作業になるので、消去を行う際に立ち会って、確実に作業したことを確認します。

(花村会長) 一方、再受託者の電子データの廃棄の箇所には、「廃棄報告書等の確認」とだけ書いてあります。この場合、作業立ち会いはしないのですか。

(所管課) 遠隔地ということもあるので、受託者のほうで責任を持って確認してもらいます。本市は、受託者が立ち会いをしたことの報告書を求めるつもりです。

(花村会長) 審議会としては、再委託先が心配です。受託者の責任として立ち会うようにということだけはきちんと言ってください。

(所管課) はい。再委託先のサーバのほうも、今回の委託のために設けた専用サーバになっています。そのサーバの確認はできると思います。

(清野委員) 今、口頭で説明があった「再委託者が電子データを廃棄する場合、委託者が立ち会う」ということの記載が資料にはありません。是非記載を入れてください。再委託に関する心配が減ります。

(花村会長) 再受託者の電子データの廃棄方法の欄に「受託者が作業立会いをする」という記載を入れるということではよろしいでしょうか。

(所管課) はい。

(芦澤委員) 今この作業自体は、大体、何人ぐらいでやっているのですか。

(所管課) パンチも含めた作業ですか。

(芦澤委員) はい。

(所管課) 総務局の委託になってしまうので、正確な人数は分かりません。今回、再委託先になっている会社が 28 年度の紙の給与支払報告書のパンチ入力をした会社です。このような会社が 7 社から 10 社ぐらいあります。

(芦澤委員) 再委託者の作業人数が 55 人、20 人、45 人となっています。この作業は 153 万件と膨大なので、作業をする人を特定できるのかなと違和感があります。再委託先も更にアルバイトを頼むことになるのではないのでしょうか。

(所管課) 当然、再委託先でも派遣やアルバイトを雇っています。けれども、そこからまた下請けに出すことは基本的にありません。

(芦澤委員) 55人とか20人という人数はもう決まっているのですか。

(所管課) 委託先に聞き取りを行っておりまして、最大の人数です。3社ありますが、この3社で合わせると、最大で55人、20人、45人です。

(芦澤委員) 153万件を仮に2か月でやるとして、単純計算で、毎日この人数で1日200件ぐらい処理しないと終わらないと思います。そのぐらいの計算でよろしいですか。

(所管課) 1日200件であれば、可能だと思います。

(芦澤委員) それでも、2か月フル稼働という感じになります。

(所管課) もともと現在、これだけの枚数をパンチ業者10社ぐらいで、ほぼ毎日、かなり夜遅くまで2交代制などで入力作業を行っています。紙で入力するよりは、データでどんどん入力していったほうがはるかに効率的にできるものと考えています。

(芦澤委員) では、ここに書いてある人数で間違いないですか。

(所管課) はい、齟齬はないと考えております。

(小嶋委員) 給報等の画像データ化業務の流れのうち、大型スキャナを用いて画像データを作成するまでが横浜市特別徴収センター内の一部で行う作業になりますか。

(所管課) 大型スキャナで画像データを作成するまでの作業と、データ入力後の作業を特別徴収センター内で行います。

(小嶋委員) データ入力後の作業も特別徴収センター内で行うのですね。その大型スキャナというのは、横浜市所有のスキャナですか。

(所管課) いえ、受託者側で持ち込んでいるものになります。

(小嶋委員) そのスキャナにデータが残る可能性はありますか。

(所管課) 業務用の大型スキャナの構造まで把握をしていないので、分かりません。

(小嶋委員) その辺りを確認してもらいたいと思います。

(所管課) はい。

(小嶋委員) それから、「受託者はネットワーク構成やセキュリティ対策について横浜市の承認を得るとともに、総務局行政・情報マネジメント課情報セキュリティ担当に仕様の確認を依頼しています」という記載があります。これはどのような形で仕様の確認をするのか分かりますか。文書でするのか、実際に立ち会ってするのかです。

(所管課) 基本的には文書で仕様に基づき確認をしてもらうという形になっています。

(小嶋委員) その作業現場で確認することはないのですか。

(所管課) ネットワーク構成図と技術的な仕様書のようなものをもとに、文書上で確認をしてもらいました。

(小嶋委員) 受託者は1社、再受託者が3社あります。それぞれの担当する業務をもう一度端的に教えてください。

(所管課) 再受託者については、画像データをもとにいわゆるデータエントリを行うのみです。受託者は、給報等の郵送物を特別徴収センターか

ら受領し、確認します。その後、開封・分類を行い、スキャンします。そこで作られた画像データについて品質の確認をした上で、再受託者に送信を行います。その後、データ入力されたものについて、内容のチェック及び本市のほうから渡す照合用データとの突合を行い、エラーデータ等のチェック、エラーリストの出力を行うという形になります。

(小嶋委員) 再受託者は3社あります。それぞれどういう業務をするのかも一度お願いします。

(所管課) 全ての会社が画像データをもとにしたデータエントリ業務を行います。特に役割分担等はありません。来たものを数量で振り分けてデータエントリします。

(小嶋委員) 同じ業務を振り分けるということですか。分かりました。

そのほか、気になったのは、再受託の会社がアルバイトや派遣社員が多いということです。特に、1つの再受託者は、作業室に入室できる人数が350人で、非常に多いです。個人情報保護措置が十分になされ、漏えい事故がないように注意してもらいたいと思います。

(花村会長) 事務局にお願いしたことについては修正の上、次回報告をお願いします。また、再受託者の作業についてや小嶋委員の指摘されたところについては、よく注意してください。作業人数が多いということは、審議会では懸念される場所なので、慎重をお願いします。

それでは、ほかにご質問がないようなので案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認といたします。

(2) 【案件2】横浜市コールセンターお客さま満足度調査事務委託について（個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む）

(花村会長) 次に案件2「横浜市コールセンターお客さま満足度調査事務委託について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 調査の協力者の年代分類の一番下が、21歳から40歳になっています。現在、選挙権は18歳からに拡大されました。なぜ21歳からなのでしょう。

もう一つ、このような聞き取り調査をすると、いろいろな個人情報が出てきます。受託者は、80名のアルバイトで対応しているということなので、やはり個人情報についてきちんと管理してほしいと思います。

(所管課) この年代の分け方については、現在、コールセンターで統計を取る際に使っているものです。確かに18歳の人からの電話をもらうことがあると思います。21歳以下の方はこの年代に含めた形で統計を取っています。大まかに分けて三つの区分に分けています。

(小嶋委員) 性別と年代についてですが、オペレーターが判断するのですか。

(所管課) はい、そうです。

(小嶋委員) 多くの場合は声や言葉遣いで分かると思いますが、分からない場合もあるのではないかと懸念があります。

それから、性別や年代についてはなぜオペレーターが判断するようになったのですか。本人に直接聞くことはしないのでしょうか。

(所管課) このコールセンター業務が始まった当初から、あえてお客さまに「何歳ですか」という質問はせずに、オペレーターで判断して、参考記録として3区分に分けてやってきました。今回の調査についても、その部分についてお客さまに新たな負担はかけず、従来からのやり方を引き継いで行うということで考えています。

(小嶋委員) オペレーターの認知能力に個人差があると思います。正確な調査をするのであれば、年代や性別を本人に聞くほうがよいのではないかと思います。やはり個人情報には正確を期して収集することが妥当だと思います。もしオペレーターが判断するのであれば、取り扱う個人情報の種類に、通常の形で性別や年代と書いていいのかどうかという問題もあります。その辺りを検討してもらいたいです。

もう1点、オペレーターが調査を依頼するとき、お客さまに「個人情報は保護されます」ということは伝えるべきだと思います。その辺りはどうですか。

(所管課) はい、そのように説明してから調査したいと思います。

(小嶋委員) 性別や年代はオペレーターの判断に任せるという点は少し検討してもらいたいです。

(花村会長) 小嶋委員のご意見では、正確を期すために、オペレーターが氏名、電話番号を聞いて「何歳ですか？性別は？」と聞いてはどうかという話でした。しかし、実施機関ではそこまではやらないということで考えているようです。それをやるかやらないか、ここで決めておかないといけないと思います。いかがでしょうか。

(小嶋委員) 正確な性別や年代を聞かないと、この調査は曖昧になってしまうと思います。オペレーターには個人差があると思います。あらかじめ訓練しておいて、あとはその人の個人的な経験などに基づいて判断することになると思いますが、年代などについてはなかなか判断が難しいのではないかと思います。年を取っていても声が若い人もいますし、若くても年輩のような言葉遣いをする人もいます。

(花村会長) 年代と性別を分けてきちんとやれば、その年代がどうかなのかという調査結果が分かるのかもしれませんが、横浜市コールセンターの対応を向上するために、1回このようなやり方でやってみようという思惑もあるでしょうから、私はそこまで正確性に求めることはないだろうとは思っています。

(小嶋委員) そのような目的であれば、このやり方でもいいと思います。

(芦澤委員) 確かに、目的とメリット、デメリットで考えて実施していると思います。ただ、「オペレーターが判断する性別、年代」と書いておいたほうが正確なのではないかと思います。

(花村会長) では、そこについてはそういう形で直してもらおうということでもいいですか。

(所管課) 分かりました。

(糠塚委員) 性別や年齢を聞くような調査をするのは、どのような意味があるのですか。通常はどういう人から電話がかかってきても、同じように満足度を与えるのが期待されることです。年齢や性別によって対応が違うことは考えにくいのですが。

(所管課) 今回、年代や性別を用いてクロス集計することまでは考えていません。今回調査した結果が年代ごと・男女ごとに分かれていて、偏っておらず、ある程度客観性があるものだとこのことを確認することを主目的に、年代を記録することを考えています。

(花村会長) その辺りの趣旨は分からないわけではないので、任せてよいのではないのでしょうか。

(加島委員) コールセンターそのものは、もう随分前からこの受託者に委託しているわけですか。

(所管課) はい。

(加島委員) この調査は初めて行うのですか。

(所管課) 手法は違うのですが、行っていたことはあります。個人情報を取捨する形で行うのは初めてです。

(加島委員) コールセンターの視察などはするのですか。

(所管課) しています。

(加島委員) そのときに、住所や名前などのメモをきちんと廃棄しているか、チェックしていますか。

(所管課) その辺りのチェックは毎回しています。

(土井委員) 個人情報を取り扱う事務変更届出書の補足説明で、変更内容で、「その他（音声）」に加えて、「本籍・国籍」を追加するという話がありましたが、どこに追加するのですか。

(所管課) 第2号様式の「変更内容」に「本籍・国籍」を付け加えてもらえればと思います。

(事務局) 審議資料には変更届出書しか付いていないので、事務開始届出書は添付されていません。追加資料に事務開始届出書の様式が付いているのでご参照ください。

(土井委員) その「本籍・国籍」は、今回の委託の「取り扱う個人情報」に入れなくて大丈夫ですか。

(所管課) 今回の業務に関して新たに入れるということではありません。戸籍謄本の取り方などに関する問合せのなかで、市内に住んでいるか市外に住んでいるかによって若干、書類が異なるので、聞いています。

(土井委員) つまり、今回の業務で取り扱うということではなく、今まで入っていなかったのか、今回追加したということですか。

(所管課) はい、そうです。

(花村会長) では、「個人情報の種類」の、「性別・年代」を「オペレーターが判断した性別・年代」という記載にしてもらえますか。

ほかにご質問がないようなので、案件3を承認するということによる

しいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認といたします。

**(3)【案件3】市立保育園登降園管理システムの導入について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)**

(花村会長) 次に案件3「市立保育園登降園管理システムの導入について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(芦澤委員) 取り扱う個人情報についてですが、今の説明では、取り扱うデータの中に、登園している保育園の名前が出てきますね。

(所管課) もともとその保育園でしか使わないですし、ほかの保育園と接続はしません。

(芦澤委員) 委託先では、保育園ごとに把握しているのですか。保育園名が委託先の目に触れるのであれば、取り扱う個人情報として保育園名があってもいいかなと思います。保育園ごとに作られているので、保育園名が入らないのは分かるのですが。

(所管課) 確かに、委託先に作業してもらうときにその保育園に来てやってもらいます。そのため、どの保育園のデータかということは自明だと思います。データそのものの中には保育園名は保存しませんが、保育園ごとにデータを作成して、集計結果のみを局に報告してもらいます。どこから送られてきたかをこども青少年局で把握します。

(芦澤委員) ここで審議する内容として、どの個人情報が委託先の目に触れるのかというところなので、保育園名を入れてもらえればと思います。

(花村会長) では、保育園名を入れるということによろしいですか。

(所管課) 分かりました。

(加島委員) 保育園コードは、1から80といったような番号が入っているのですよね。

(所管課) システムには入っていません。例えば、このシステムを別の保育園に持って行って、別の保育園のものと並べてしまうと、どちらがどちらのものか分からなくなってしまいます。もともとそのような利用を想定していないので、識別コードを設定するつもりはありませんでした。

(加島委員) しかし、そのカードには必ず何か識別コードを入れているのでしょうか。

(所管課) カードに入れているのはカードの番号のみです。各園で持っているシステムの中で、保育園についての番号にひも付けています。ほかの保育園の子どものカードを別の保育園でかざした場合、ひも付けができず、エラーになります。

(新田委員) このカードはお子さんごとに渡すのですよね。

(所管課) はい。

(新田委員) 紛失したときの処置はどうするのですか。

(所管課) 民間では、保育園で保管しているケースもあります。カード自体は保護者に渡し、朝晩の送り迎えの際に持ってきて、夜は自宅に置くことを想定しています。そのためカードには保育園の名前と番号しか書かないようにし、カードだけでは誰のか分からないようにします。もしなくしてしまった場合は再発行手続きを行い、実費をもらって発行します。

(新田委員) もしそのカードをなくした場合、カードを拾った人は、悪い操作は一切できないようになっていませんか。

(所管課) どこのカードか分からないと困ると思うので、保育園の名前は入れます。けれども、そのほかは識別番号しか書いていないので、どこの保育園のカードかは分かりますが、誰のものかは分かりません。このシステムでしかカードのデータは見られませんが、万一このシステムにかざしたとしても、登降園の時間が載っているだけで、誰のものかは分かりません。

(芦澤委員) 私は複数箇所子どもを通わせた経験があります。どこも職員が入口のところで入退室の管理をしています。保護者個人にやってもらうのはかえって大変だと思います。

(所管課) 民間保育園だと、カードでピッとやると、門が開くところもあつたりしますが、公立ではそのようなシステムはありません。今回は、保護者には保育園の出入りのときにカードリーダーにかざしてもらおうということで、門の開閉は職員が遠隔操作のボタンを使ってやっています。

確かに導入に当たっては、保護者たちの理解も得なければいけません。昨年度、登降園の記録を取り始めたときもいろいろなご意見をもらい、ご理解してもらいながら進めてきました。そこはきちんと対応していきたいと思います。

(中村委員) 保護者がカードを持ってくるとなると、保護者が忘れてきたり、かざしているはずなのにチェックされないことがあるかと思います。そのため、私が勤めている法科大学院では、最終的に教員が1年間の出席を全部チェックしています。延長料金との絡みで登降園時間が重要だということになると、その正確性の担保はどう考えていますか。

(所管課) 例えば機械の故障や、カードを忘れてしまうことも大いにあり得ると思います。その場合は紙ベースで記録しておいて、保育園の職員がこのシステムに手入力することができるようになっていきます。保育園に来て、子どもを預けるまでに時間がありますが、どのタイミングでタッチするかというのは1分1秒を争う場面があります。公立の保育園80園が同じルールで、入ったとき、出たときといったカードをかざすタイミングを統一してスタートするつもりです。各園いろいろな事情があるので、最終調整の段階です。

(清野委員) カードリーダーからUSBメモリにデータを移し替えるシステムだということですが、どのような形で移し替えるのですか。カードリーダーにUSBを挿すと移し替えることができるのですか。

(所管課) そうです。

(清野委員) 私も日常的に 50 人とか 100 人のカードリーダーを使っています。万一、そのカードリーダーを紛失したり、外部の人が持って行けるような置き場所にあり、カードリーダーを持って行かれると、USBに移せるということですね。

(所管課) そうですね。

(清野委員) その辺りが一番要点になるところだと思います。保育所で万一紛失や盗難があると、簡単に中身が流出してしまいます。その辺りを十分注意してください。

(所管課) 分かりました。保育園の建物自体は機械警備されており、その建物の中に必ず設置します。日々使うものなので、なくなればすぐ分かるかとは思いますが。職員にもきちんと所在を確認して管理するよう話します。

(清野委員) 移動型ですか。壁に設置しますか。

(所管課) 壁に設置します。

(清野委員) 動かないですか。

(所管課) はい。

(清野委員) そうしましたら、やはり設置場所が重要だと思います。意外にカードリーダーはなくなるものだというのが実感です。

(糠塚委員) USBメモリやカードリーダーのデータを残す期間はどれくらいですか。

(所管課) カードリーダーのなかのデータはひと月程度で消えます。USBは使用した後すぐ消すこととなります。システム内に保存するのは1年です。

(糠塚委員) カードリーダーの記録だけでは意味がなく、システムとひも付けしてはじめて意味を持つわけですね。ノートパソコンは必ずID、パスワードがなければ使えない状態になっているようですが、パソコンを持って行かれても問題はないですか。

(所管課) ログインID、パスワードを設定していますし、セキュリティワイヤーのようなもので一般的な盗難予防措置は必ず実施しています。

(糠塚委員) 最終的にこの個人情報保護管理責任者は各園長ですか。

(所管課) 事業所管課は各区役所のこども家庭支援課で、こども家庭支援課長になります。現場の管理責任者はそれぞれの保育園長になります。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認いたします。

(4) 【案件4】横浜市障害者施設等通所者交通費助成事業の制度改正に伴う通所交通費システムの導入について

(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む)

(個人情報ファイル簿兼届出書を含む)

(花村会長) 次に案件4「横浜市障害者施設等通所者交通費助成事業の制度改正に伴う通所交通費システムの導入について」のご説明をお願いいたします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

(土井委員)「電子計算機の結合」のところで、結合方法として、インターネットを使っているということで、利用者認証の仕組みは使っていますが、やり取りするデータの暗号化はきちんとされているのでしょうか。暗号化の必要がないデータしか流れないなら構わないですが、そうは思えません。

(所管課) 通信の暗号化はしています。

(土井委員) それも記載しておいたほうがよいのではないのでしょうか。

(花村会長) では、電子計算機の結合についての個人情報保護措置の欄に暗号化するという記載を入れておいてください。

(所管課) はい。

(新田委員) 対象者について、「公共交通機関又は自家用車を利用する者」とあります。障害者が通所するときには、施設の送迎バスもあります。自家用車と送迎車とでは助成金額は違うのですか。

(所管課) 送迎車は基本的には無料のところが多いです。しかし、重度心身障害者は、施設が送迎車で何人も送ることはなかなかできません。実際には親御さんが自家用車で送っているところがあります。そういった方についても交通費を払うという形です。逆に送迎車については施設で出しているのです、お金も発生しませんし、この制度で補てんすることはないです。

(小嶋委員) この請求は本人ができなければ、親や代理人がするのですか。

(所管課) 請求自体は施設に委任して、施設が全部やります。本人からの申請は基本的にないです。

(加島委員) 各施設職員がインターネットを介して通所交通費システムにアクセスするわけですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 一般のインターネットに入っている中に個人情報は入らないのですか。

(所管課) 通所交通費システム自体に個人情報が保存されているわけではありません。請求するときには、各施設職員がその施設利用者の分だけ、内部用サーバから引っ張ってきて表示する形になります。常に通所交通費システムの中に個人情報データがずっとたまっている状況ではないです。

(加島委員) 個人情報はインターネットを通るということですね。

(所管課) そうです。インターネットを経由してYCANの方に行きます。

(加島委員) このクラウドサービスで、乗換案内を利用して「今月分の通所交通費はこのぐらいだ」という個人情報がインターネットを経由して施

設のパソコンに表示されるわけですね。

(所管課) 表示されます。

(加島委員) このインターネット回線上のセキュリティはどうなっていますか。

(所管課) 通信については、HTTPSで暗号化がされます。

(加島委員) それでやるということですね。

(所管課) はい。

(加島委員) 各施設なので、専用回線というわけにはいかないですね。

(所管課) そうですね。

(加島委員) 暗号化がきちんとされているかどうかのチェックをしてほしいです。

(花村会長) ほかにご質問がないようなので、案件4を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、承認いたします。

次に、案件5～8の「是正の申出に係る処理案について」ですが、本件は個人情報保護の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

3 報告事項

(1) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 横浜10大ニュース事業

(2) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告

ア 要介護認等事務

イ ハードディスクデータ復旧作業委託

(3) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (8件)

(4) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (57件)

(5) 個人情報ファイル簿兼届出書 (1件)

(6) 個人情報ファイル簿変更届出書 (8件)

(7) 個人情報ファイル簿廃止届出書 (2件)

4 その他

(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成28年9月24日～平成28年10月21日)

(2) その他

(花村会長) それでは、次に「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず、「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。なお、個人情報漏えい事案につきましては、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただくと、という形でお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまのご説明について、何かございますか。
 特にご質問がなければ了承するというところでよろしいでしょうか。
 (各委員) <異議なし>
 (花村会長) それでは、了承いたします。

(5)【案件5】 是正の申出に係る処理案について

(6)【案件6】 是正の申出に係る処理案について

水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額の減免制度における基本料金減免適用者一覧表記載の保有個人情報の取扱いの是正の申出について

(7)【案件7】 是正の申出に係る処理案について

横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱第8条第1項の規定に基づく援護金の請求における同項第2号の入院期間等の証明書記載の保有個人情報の取扱いの是正の申出について

(8)【案件8】 是正の申出に係る処理案について

横浜市精神障害者入院医療援護金助成要綱第5条第1項第1号住民票の写し及び同項第2号世帯全員の市・県民税の課税証明書記載の保有個人情報の取扱いの是正の申出について

【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第31条第2号、横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条の規定に基づき非公開で進行】

<答申のたたき台について検討し、以下のとおり決定>

■ 本日の各委員の意見等を踏まえ、次回の審議会で最終確認し、答申内容を確定する。

(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、次回は11月16日になります。

皆さまに日程調整をお願いさせていただきました、臨時会となります。

11月16日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日より同じこの場所で開催を予定しております。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

本日はどうもありがとうございました。

(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

【閉 会】

資 料 特記事項	1 資料 (1) 第148回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第148回横浜市個人情報保護審議会追加資料
-------------	--

	2 特記事項
--	--------

	次回は平成28年11月16日（水）午後2時から開催予定
--	-----------------------------

本会議録は平成28年11月30日第150回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡
